

# 新居浜市

# 平尾墓園合葬式納骨施設



施設全景



合葬室



参拝所

新居浜市では、少子化や核家族化によってお墓の継承や祭祀を続けていくことが難しいご家庭が増え、また、納骨したお墓の維持管理についても困難な場合があることから、観音原町にある第2平尾墓園内に合葬式納骨施設を整備しました。

## ① 合葬式納骨施設のあらまし

- ・従来のお墓とは異なり、多くのお骨を施設内の納骨壇に収蔵し、使用期間が経過した後に、他のお骨とともに合葬し、永代に埋蔵する新しい形の納骨施設です。
- ・使用に際しては、縁故者の有無に関係なく生前に申し込みができるほか、市が施設の管理を行うため、納骨後の維持管理の心配がありません。（管理料は無料です。）
- ・宗教も自由であり、使用者が自ら納骨できます。また、年4回（春秋彼岸・ゴールデンウィーク・盆）施設内に入ることができます。（納骨壇の開閉はできません。）
- ・個人用・夫婦用の納骨壇を選ぶことができます。

## ② 収蔵方法

- ・使用許可を受けた日から最長25年間（1年単位で選択でき、申込後1回のみ期間の変更ができます。）は、お骨は施設内に設置された納骨壇（ロッカー形式）に骨壺に入れた状態で収蔵され、期間終了後は、他のお骨とともに合葬室に永代に埋蔵されます。
- ・納骨壇への納骨は使用者が自ら行うことができますが、納骨後は、お骨の返還を受ける場合等を除いては、納骨壇の開閉はできません。